

(10) エアコンディショナー等

(10) - 1 エアコンディショナー

ア 品目及び判断の基準等

家庭用エアコン ディショナー	【判断の基準】 ①家庭用エアコンディショナーにあつては、エネルギー消費効率が表1に示された区分ごとの基準エネルギー消費効率又は算定式を用いて算定した数値を下回らないこと。 ②業務用エアコンディショナーにあつては、基準値1はアの要件を、基準値2はイの要件を満たすこと。ただし、ビル用マルチエアコンディショナーについては、アの要件を満たすこと又はイの要件及び③の要件を満たすことで基準値1の要件とする。 ア. エネルギー消費効率が表2に示された区分ごとの基準エネルギー消費効率又は算定式を用いて算定した数値を下回らないこと。 イ. エネルギー消費効率が表2に示された区分ごとの基準エネルギー消費効率又は算定式を用いて算定した数値に88/100を乗じて小数点以下1桁未満の端数を切り捨てた数値を下回らないこと。 ③冷媒に使用される物質の地球温暖化係数は750以下であること。 ④特定の化学物質が含有率基準値を超えないこと。また、当該化学物質の含有情報がウェブサイト等で容易に確認できること。 【配慮事項】 ①冷媒に可能な限り地球温暖化係数の小さい物質が使用されていること。 ②資源有効利用促進法の判断の基準を踏まえ、製品の長寿命化及び省資源化又は材料の再生利用のための設計上の工夫がなされていること。 ③製品を設計し、製造する場合は、冷媒の充填量の低減、一層の漏えい防止、回収のしやすさなどに配慮し、併せてこれらの情報の開示がなされていること。 ④プラスチック部品が使用される場合には、再生プラスチックが可能な限り使用されていること。 ⑤製品の包装又は梱包は、可能な限り簡易であつて、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。 ⑥包装材等の回収及び再使用又は再生利用のためのシステムがあること。
業務用エアコン ディショナー	

備考) 1 次のいずれかに該当するものについては、本項の判断の基準の対象とする「エアコンディショナー」に含まれないものとする。

- ①冷房能力が28kW（マルチタイプの場合は50.4kW）を超えるもの
- ②冷房の用にのみに供するもの、窓に設置される構造のもの及び壁を貫通して設置される構造のもの
- ③水冷式のもの
- ④圧縮用電動機を有しない構造のもの
- ⑤電気以外のエネルギーを暖房の熱源とする構造のもの
- ⑥機械器具の性能維持若しくは飲食物の衛生管理のための空気調和を目的とする温度制御機能又は除じん性能を有する構造のもの
- ⑦専ら室外の空気を冷却して室内に送風する構造のもの
- ⑧スポットエアコンディショナー
- ⑨車両その他の輸送機関用に設計されたもの

- ⑩高気密・高断熱住宅用に設計されたもので、複数の居室に分岐ダクトで送風し、かつ、換気装置と連動した制御を行う構造のもの
- ⑪冷房のための熱を蓄える専用の蓄熱槽（暖房用を兼ねるものを含む。）を有する構造のもの
- ⑫専用の太陽電池モジュールで発生した電力によって圧縮機、送風機その他主要構成機器を駆動する構造のもの
- ⑬床暖房又は給湯の機能を有するもの
- ⑭分離熱源型のマルチタイプのもののうち冷房によって吸収された熱を暖房の熱源として用いるもの
- 2 「マルチタイプのもの」とは、1の室外機に2以上の室内機を接続するものをいう。
- 3 「ビル用マルチエアコンディショナー」とは、分離型であってマルチタイプのもののうち、室内機ごとに空気の温度又は湿度を調整することができるものをいう。
- 4 判断の基準③については、経済産業省関係フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律施行規則（平成27年経済産業省令第29号）第3条に規定する家庭用エアコンディショナー及び店舗・事務所用エアコンディショナーのうち、「エアコンディショナーの製造業者等の判断の基準となるべき事項」（平成27年経済産業省告示第50号）により目標値及び目標年度が定められる製品（中央方式エアコンディショナーのうち遠心式の圧縮機を用いるものを除く。）に適用するものとする。なお、業務用エアコンディショナーのうち、ビル用マルチエアコンディショナーの基準値2の場合は、本項の判断の基準を適用しない。
- 5 「地球温暖化係数」とは、地球の温暖化をもたらす程度の二酸化炭素に係る当該程度に対する比を示す数値をいう。
- 6 「特定の化学物質」とは、鉛及びその化合物、水銀及びその化合物、カドミウム及びその化合物、六価クロム化合物、ポリブロモビフェニル並びにポリブロモジフェニルエーテルをいう。
- 7 特定の化学物質の含有率基準値は、JIS C 0950（電気・電子機器の特定の化学物質の含有表示方法）の附属書Aの表A.1（特定の化学物質、化学物質記号、算出対象物質及び含有率基準値）に定める基準値とし、基準値を超える含有が許容される項目については、上記JISの附属書Bに準ずるものとする。なお、その他付属品等の扱いについてはJIS C 0950に準ずるものとする。
- 8 「再生プラスチック」とは、使用された後に廃棄されたプラスチック製品の全部若しくは一部又は製品の製造工程の廃棄ルートから発生するプラスチック端材若しくは不良品を再生利用したものをいう（ただし、原料として同一工程内で再生利用されるものは除く。）。
- 9 各所属は、化学物質の適正な管理のため、物品の調達時に確認した特定の化学物質の含有情報を、当該物品を廃棄するまで管理・保管すること。

表1 家庭用エアコンディショナーに係る基準エネルギー消費効率又は算定式

区 分			基準エネルギー消費効率 又は算定式
ユニットの形態	冷房能力	仕様	
直吹き形で壁掛け形のもの	2.8kW 以下	寒冷地仕様以外のもの	6.6
		寒冷地仕様のもの	6.2
	2.8kW 超 28.0kW 以下	寒冷地仕様以外のもの	$E=6.84-0.210 \times (A-2.8)$ ただし、 $E=6.6$ を上限、 $E=5.3$ を下限とする。
		寒冷地仕様のもの	$E=6.44-0.210 \times (A-2.8)$ ただし、 $E=6.2$ を上限、 $E=4.9$ を下限とする。
直吹き形で壁掛け形以外のもの（マルチタイプのもののうち室内機の運転を個別制御するものを除く。）	3.2kW 以下	—	5.4
	3.2kW 超 4.0kW 以下	—	5.0
	4.0kW 超 28.0kW 以下	—	4.5

マルチタイプのものであって室内機の運転を個別制御するもの	4.0kW 以下	—	5.6
	4.0kW 超 7.1kW 以下	—	5.6
	7.1kW 超 28.0kW 以下	—	5.5

備考) 1 「寒冷地」とは、「建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令における算出方法等に係る事項（平成 28 年国土交通省告示第 265 号）」別表第 10 に規定する地域の区分のうち、1、2、3 又は 4 の地域をいう。

2 「寒冷地仕様のもの」とは、寒冷地での使用を想定したものであって、次の①から③までの仕様をすべて満たすものをいう。

①積雪、低温に起因する故障を防止するように設計・製造されたもの。

②JIS B 8615-1:2013 暖房極低温（-7℃）で定格暖房標準能力以上を発揮するもの。

③JIS C 9612:201 解説表に記載されている地域の寒冷地最低外気温度（-15℃以下）で JIS B 8615-1:2013 6.3.5 の運転性能要求事項を満たすもの。

3 E 及び A は次の数値を表すものとする。

E：基準エネルギー消費効率（単位：通年エネルギー消費効率）

A：冷房能力（単位：kW）

4 エネルギー消費効率の算定法については、「エアコンディショナーのエネルギー消費性能の向上に関するエネルギー消費機器等製造事業者等の判断の基準等」（平成 21 年経済産業省告示第 213 号）の「3 エネルギー消費効率の測定方法（3）」による。

表 2 業務用エアコンディショナーに係る基準エネルギー消費効率又は算定式

区分			基準エネルギー消費効率 又は算定式
形態及び機能	室内機の種類	冷房能力	
複数組合せ形のもの 及び下記以外のもの	四方向力セット形	3.6kW 未満	E=6.0
		3.6kW 以上 10.0kW 未満	E=6.0-0.083×(A-3.6)
		10.0kW 以上 20.0kW 未満	E=6.0-0.12×(A-10)
		20.0kW 以上 28.0kW 以下	E=5.1-0.060×(A-20)
	四方向力セット形 以外	3.6kW 未満	E=5.1
		3.6kW 以上 10.0kW 未満	E=5.1-0.083×(A-3.6)
		10.0kW 以上 20.0kW 未満	E=5.1-0.10×(A-10)
		20.0kW 以上 28.0kW 以下	E=4.3-0.050×(A-20)
マルチタイプのもので室内機の運転を個別制御するもの		10.0kW 未満	E=5.7
		10.0kW 以上 20.0kW 未満	E=5.7-0.11×(A-10)
		20.0kW 以上 40.0kW 未満	E=5.7-0.065×(A-20)
		40.0kW 以上 50.4kW 以下	E=4.8-0.040×(A-40)
室内機が床置きでダクト接続形のもの及びこれに類するもの	直吹き形	20.0kW 未満	E=4.9
		20.0kW 以上 28.0kW 以下	E=4.9
	ダクト形	20.0kW 未満	E=4.7
		20.0kW 以上 28.0kW 以下	E=4.7

備考) 1 「ダクト接続形のもの」とは、吹き出し口にダクトを接続するものをいう。

2 E 及び A は次の数値を表すものとする。

E：基準エネルギー消費効率（単位：通年エネルギー消費効率）

A：冷房能力（単位：kW）

3 エネルギー消費効率の算定法については、「エアコンディショナーのエネルギー消費性能の向上に関するエネルギー消費機器等製造事業者等の判断の基準等」（平成 21 年経済産業省告示第 213 号）の「3 エネルギー消費効率の測定方法（2）」による。

イ 目標の立て方

家庭用エアコンディショナーにあつては、当該年度の家庭用エアコンディショナーの調達（リース・レンタル契約を含む。）総量（台数）に占める基準を満たす物品の数量（台数）の割合とする。

業務用エアコンディショナーにあつては、当該年度の業務用エアコンディショナーの調達（リース・レンタル契約を含む。）総量（台数）に占める基準値 1 及び基準値 2 それぞれの基準を満たす物品の数量（台数）の割合とする。

(10) - 2 ガスヒートポンプ式冷暖房機

ア 品目及び判断の基準等

ガスヒートポンプ式冷暖房機	【判断の基準】 ①期間成績係数が1.07以上であること。 ②冷媒にオゾン層を破壊する物質が使用されていないこと。 【配慮事項】 ①冷媒に可能な限り地球温暖化係数の小さい物質が使用されていること。 ②特定の化学物質が含有基準値を超えないこと。 ③分解が容易である等材料の再生利用のための設計上の工夫がなされていること。 ④プラスチック部品が使用される場合には、再生プラスチックが可能な限り使用されていること。 ⑤製品の包装又は梱包は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。 ⑥包装材等の回収及び再使用又は再生利用のためのシステムがあること。
---------------	---

- 備考) 1 本項の判断の基準の対象とする「ガスヒートポンプ式冷暖房機」は、JIS B 8627に規定されるもので、定格冷房能力が、7.1kWを超え28kW未満のものとする。
- 2 期間成績係数については、JIS B 8627に規定する方法により算出するものとする。
- 3 「地球温暖化係数」とは、地球の温暖化をもたらす程度の二酸化炭素に係る当該程度に対する比を示す数値をいう。
- 4 「特定の化学物質」とは、鉛及びその化合物、水銀及びその化合物、カドミウム及びその化合物、六価クロム化合物、ポリブロモビフェニル並びにポリブロモジフェニルエーテルをいう。
- 5 特定の化学物質の含有率基準値は、JIS C 0950（電気・電子機器の特定の化学物質の含有表示方法）の附属書Aの表A.1（特定の化学物質、化学物質記号、算出対象物質及び含有率基準値）に定める基準値とし、基準値を超える含有が許容される項目については、上記JISの附属書Bに準ずるものとする。なお、その他付属品等の扱いについてはJIS C 0950に準ずるものとする。
- 6 「再生プラスチック」とは、使用された後に廃棄されたプラスチック製品の全部若しくは一部又は製品の製造工程の廃棄ルートから発生するプラスチック端材若しくは不良品を再生利用したものをいう（ただし、原料として同一工程内で再生利用されるものは除く。）。

イ 目標の立て方

当該年度のガスヒートポンプ式冷暖房機の調達（リース・レンタル契約を含む。）総量（台数）に占める基準を満たす物品の数量（台数）の割合とする。

(10) - 3 ストープ

ア 品目及び判断の基準等

ストーブ	【判断の基準】 ○次のいずれかの要件を満たすこと。 ①ガスストーブにあっては、エネルギー消費効率が表1に示された区分ごとの基準エネルギー消費効率の数値を下回らないこと。 ②石油ストーブにあっては、エネルギー消費効率が表2に示された区分ごとの基準エネルギー消費効率又は算定式を用いて算出した基準エネルギー消費効率を下回らないこと。 【配慮事項】 ①製品の原材料調達から廃棄・リサイクルに至るまでのライフサイクルにおける温室効果ガス排出量を地球温暖化係数に基づき二酸化炭素相当量に換算して算定した定量的環境情報が開示されていること。 ②分解が容易である等材料の再生利用のための設計上の工夫がなされていること。 ③プラスチック部品が使用される場合には、再生プラスチックが可能な限り使用されていること。 ④製品の包装又は梱包は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。 ⑤包装材等の回収及び再使用又は再生利用のためのシステムがあること。
------	---

備考) 1 本項の判断の基準の対象とする「ストーブ」は、ガス又は灯油を燃料とするものに限り、次のいずれかに該当するものは、これに含まれないものとする。

①開放式のもの

②ガス（都市ガスのうち13Aのガスグループ（ガス事業法施行規則（昭和45年通商産業省令第97号）第25条第3項のガスグループをいう。以下同じ。）に属するもの及び液化石油ガスを除く。）を燃料とするもの

③半密閉式ガスストーブ

④最大の燃料消費量が4.0 L/hを超える構造の半密閉式石油ストーブ

⑤最大の燃料消費量が2.75 L/hを超える構造の密閉式石油ストーブ

2 「地球温暖化係数」とは、地球の温暖化をもたらす程度の二酸化炭素に係る当該程度に対する比を示す数値をいう。

3 配慮事項①の定量的環境情報は、カーボンフットプリント（ISO 14067）、ライフサイクルアセスメント（ISO 14040 及び ISO 14044）又は経済産業省・環境省作成の「カーボンフットプリント ガイドライン」等に整合して算定したものとする。

4 「再生プラスチック」とは、使用された後に廃棄されたプラスチック製品の全部若しくは一部又は製品の製造工程の廃棄ルートから発生するプラスチック端材若しくは不良品を再生利用したものをいう（ただし、原料として同一工程内で再生利用されるものは除く。）。

表1 ガスストーブに係る基準エネルギー消費効率

区 分	基準エネルギー消費効率
密閉式	82.0

備考) エネルギー消費効率の算定法については、「ストーブのエネルギー消費性能の向上に関するエネルギー消費機器等製造事業者等の判断の基準等」（平成18年経済産業省告示第55号）の「3 エネルギー消費効率の測定方法」による。以下表2において同じ。

表2 石油ストーブに係る基準エネルギー消費効率又はその算定式

区 分		基準エネルギー消費効率 又はその算定式
給排気方式	伝熱方式	
密閉式	自然対流式	83.5
	強制対流式	86.0
半密閉式	放射式	69.0
	放射式以外のものであって最大の燃料消費 量が1.5 L/h 以下のもの	67.0
	放射式以外のものであって最大の燃料消費 量が1.5 L/h を越えるもの	$E = -3.0 \times L + 71.5$

備考) E 及び L は、次の数値を表す。

E：基準エネルギー消費効率（単位：％）

L：最大燃料消費量（単位：L/h）

イ 目標の立て方

当該年度のストーブの調達（リース・レンタル契約を含む。）総量（台数）に占める基準を満たす物品の数量（台数）の割合とする。